

米軍構成員、軍属の私有車両の登録

昭和27年6月の日米合同委員会において次のように合意されている。

1. 日本国の法律適用について

(1) 米国陸海空軍の所有する車両は、公用車両として、道路運送車両法等の日本国の法律は適用されない。

(2) 行政協定第10条第3項にいうところの私有車両には日本国の法律が全面的に適用される。

2. 登録及び検査の実施方法

(1) 私有車両は、当該車両の所有者が住んでいる都道府県に登録する。

(2) 登録及び車両検査の事務は、日本政府当局が行う。

(3) 日本の登録番号標板を車両につけたまま帰国することは差支えない。

(4) 臨時軍務のため、所有車両を他府県へ移動する場合には、登録換をしなくてもよい。